

浅口市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

令和6年6月26日

条例第20号

浅口市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例(令和3年浅口市条例第20号)の一部を次のように改正する。

第2条中「令和6年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第2条の規定は、令和6年4月1日以後この条例の施行の日前に同条に規定する特別償却設備の取得等をした場合についても適用する。